

氏名	本山 雅弘		
学位の種類	博士（法学）		
学位記番号	博乙第 2946 号		
学位授与年月日	令和2年2月29日		
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当		
審査研究科	ビジネス科学研究科		
学位論文題目	著作隣接権の理論—ドイツ比較法を基礎とするわが国の「著作隣接権」概念の解釈		
主査	筑波大学 教授 博士（学術）	平嶋 竜太	
副査	筑波大学 教授 博士（法学）	潮海 久雄	
副査	筑波大学 教授 博士（法学）	岡本 裕樹	
副査	筑波大学 客員教授 経済学士	山田 務	
副査	学習院大学 教授 修士（法学）	横山 久芳	

論文の内容の要旨

本論文は、著作権法における「著作隣接権」概念の意義について、同概念の歴史的発祥たる法とされるドイツ法に関する研究を行うことによって、その体系的意義を特定し、さらに日本法における「著作隣接権」制度の導入に先導的役割を有すると解されている実演家等保護条約（ローマ条約）についての考察を行い、日本法への手掛かりとなるか否かについての知見を得た上で、日本法における「著作隣接権」概念の体系的存在意義を理論的に考察し、その理論的意義の解明を試み、その理解に則して、実演、レコード、及び放送という現行著作権法の下での「著作隣接権」の客体についての日本法における実践的な解釈論を試みるものである。

本論文は、第1部から第5部によって構成されている。

第1部は「問題の所在」として、本研究の課題設定、及び課題の解明に用いられる研究手法について説明がなされている。

第2部は「ドイツ著作隣接権概念の意義」として、ドイツ法の下での著作隣接権概念の意義についての解明がなされている。著作隣接権概念の生成背景（第1章）、及び生成について、歴史的に遡って、その概念の生成期、揺籃期における主要な学説を中心とした研究を行った（第2章）上で、概念の生成意義を明らかにした上で、さらにその発展・展開の過程において、複合的意義が生じてきたことを明らかにして（第3章）、ドイツ法の下での著作隣接権概念の理論的意義において、生成意義と発展的意義という2つの意義から構成されるという結論を得る（第4章）。

第3部は「1961年ローマ条約と著作隣接権概念との関係」として、日本法における「著作隣接権」制度の導入に先導的役割を有すると解されている1961年実演家等保護条約（ローマ条約）についての考察を行っている。検討課題を提示した上で（第1章）、ローマ条約の概観を行って（第2章）、ローマ

条約の規定内容の検討からは著作隣接権概念の実体的根拠を求めることは困難であることを明らかにして（第3章）、ローマ条約の規律対象と国内法との関係についての考察からも、著作隣接権概念を国内法として整備することの規律意図がそもそも欠如していたことを解明して（第4章）、1961年実演家等保護条約（ローマ条約）が、日本法における「著作隣接権」概念解明の手掛かりとはなりえないという結論を導いている（第5章）。

第4部は「日本の「著作隣接権」概念の意義」として、第2部及び第3部の成果を踏まえて、日本法における「著作隣接権」概念の意義の解明について考察を行っている。問題の所在と手法を提示（第1章）した上で、日本法における「著作隣接権」を導入した昭和45年法以前の旧法において、「著作隣接権」概念についての他律的存在理由が存在していたか否かについての学説・裁判例を基にした考察（第2章）がなされ、さらに、「著作隣接権」概念についての自律的存在理由が存在していたか否かについて、昭和45年法の立法資料、投資利益保護の立法、保護主体といった観点からの研究・考察（第3章）がなされ、これらを踏まえて、「著作隣接権」概念の理論的意義についての結論が導出されるとともに、その社会的存在理由、及び米国著作権法における著作権概念との比較検討から、「著作隣接権」概念の実践的意義が見出せることについて、結論が導出されている。（第4章）。

第5部は「「著作隣接権」概念をめぐる実践的解釈論」として、「著作隣接権」概念の理論的意義に則した実践的解釈論を、実演、レコード、及び放送という現行著作権法の下での「著作隣接権」の客体について展開している。第1章では、考察の課題と順序について述べて、実演についての検討（第2章）、レコードについての検討（第3章）、放送についての検討（第4章）がなされている。

結びとして、これまでの検討成果を取りまとめるとともに、本研究の意義及び展望を行っている。

審査の結果の要旨

本論文は、著作権法における「著作隣接権」概念についての理論的意義について、主として、ドイツ法における「著作隣接権」概念の形成過程を中心とした比較法研究を行うことで、理論的に分析・解明を行い、日本法の下での「著作隣接権」概念の理論的意義について明らかにして、その解釈論上の新たな示唆を得ることを目指した研究であるといえる。

本論文の研究によって解明され、従来の学術的知見にない事柄の骨子とするところは、第一に、著作隣接権概念というものについて、その起源となったドイツ法における概念生成の淵源に遡って、その意義を分析・検討を行って、その後の発展・展開の過程において、二つの複合的な理論的意義を明確に認識できることを解明したこと、第二に、日本法の著作隣接権制度において大きな影響を及ぼしたものとして従前では位置付けられていることの多い1961年実演家等保護条約（ローマ条約）について、その制定過程及び規制内容について精査・分析を行った結果として、同条約には著作隣接権概念を国内法として整えることについての規制意図はそもそも欠如しており、これをもって日本法の下で著作隣接権概念を根拠付ける要素として捉えられないことを明らかにしたこと、第三に、日本法における「著作隣接権」概念の形成において、ドイツ法について解明したような理論的意義が見出せるか否かという事項につき、昭和45年法より前の旧法における学説・裁判例に遡って、その存在理由の有無について分析・考察を行うとともに、立法過程や投資利益保護の必要性や保護主体への対応といった観点から、その存在理由の有無について分析・考察を行った結果、いずれの観点からもドイツ法のような理論的意義は日本法においては見いだせないとの結論を得たこと、第四に、日本法における「著作隣接権」概念に理論的意義は見いだせないもの、米国法における著作権概念との近似性や社会的理由を根拠として、「著作隣接権」自体には実践的意義があることを指摘して、そのような方向性から、現行法の下での「著作隣

接権」の保護客体である実演、レコード、及び放送についての望ましい解釈論の方向性を提示していること、であるものとして評価することができる。

これらの解明された事項の導出過程については、ドイツ法を中心に多様かつ膨大な文献資料を渉猟して、相応に詳細な分析検討を行った上で、一定の論理的な理論構成をもって展開されるものと解することができるのであって、明確な問題意識の設定の下で、各事項について一応は明快な結論を得ていることと相俟って、全体的にみて十分に高度な研究成果を得ているものと評価することができる。

他方で、日本法における「著作隣接権」概念の形成においては、1) ドイツ法について解明したような理論的意義が見出せるか否かという事項の研究については、学説・立法過程の分析等における理解として、重要な法案等の内容についての慎重な分析・深い理解という観点において必ずしも十分ではなく、学説の表層的な理解に多分に左右されているものと断じざるを得ない部分、2) 日本法における「著作隣接権」概念に実践的意義が見いだされる根拠の一つとする社会的理由について、およそ十分な理解を基にするものとはいいがたく、ある種の主観や曲解を多分に含むものと評せざるを得ない要素がみられる部分、3) 投資利益保護の必要性が存在しなかったとする論証が十分説得的になされているとは評価し得ない部分、等の研究としての完成度が未だ十分とはいいがたい箇所は指摘せざるを得ない。また、実践的解釈論として提示される事項についても、緻密さにつけて粗削りな提案であることを認めないところもみられる。

しかしながら、従来、著作隣接権についての理論的研究としての先行研究がほとんど存在していない状況において、著作隣接権概念の理論的意義という課題に学術的な観点から果敢に取り組んだ点で相応のオリジナリティーがあるものといえるのであって、当該概念の起源たるドイツ法における詳細な分析研究の成果を得た上で、その成果を基に日本法における著作隣接権概念の意義の理解を深め、解釈論として自らの学説としての新たな方向性を提示する研究成果を得たという観点から、本論文は博士論文としての水準に到達しているものと評価することができる。

【学力の確認】

著者は、平成18年3月に本学大学院経営・政策科学研究科企業科学専攻博士後期課程を所定の年限以上在学し、修了に必要な所定の単位を取得して退学していることから、ビジネス科学研究科学位論文審査（博士後期課程）に関する内規第12条（1）に該当するため、学力の確認は免除した。

【結論】

よって、著者は、博士（法学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。